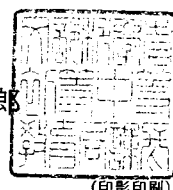




23初児生第8号
平成23年6月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人の担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
白間 竜一 郎



(印影印刷)

児童生徒の自殺等に関する実態調査について（依頼）

文部科学省においては、児童生徒の自殺防止について一層の充実を図るため、平成21年7月から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催しており、去る3月に取りまとめられた「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」において、児童生徒の自殺についての全体的な傾向を把握し、児童生徒の自殺防止に関する施策を充実させるため、児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係に関し、できる限り正確なデータを収集し、分析する必要性が指摘され、これに資する調査に関する検討結果が取りまとめられたところです。

本報告書を踏まえ、別紙1の実施要項に基づき、継続的な調査を実施いたします。

については、標記の調査の趣旨等を踏まえ、下記の事項に御留意の上、調査の実施につき御理解・御協力願います。

記

- (1) 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」（平成23年6月1日付け文科初第329号初等中等教育局長通知）に基づく背景調査（同通知の記の2（2）の初期調査を含む。）の結果等を踏まえ、調査票の各項目についてできる限り記入すること。

- (2) 本調査は、児童生徒の自殺について全体的な傾向を把握しようとするものであり、個別の事案に関する把握や対応を目的とするものではないこと。
- (3) 文部科学省においては、提出された調査票について、自殺者等、遺族、在校生等に関する秘匿性の高い情報を含むことを踏まえ、個別の事案が特定されないよう取り扱うこととしていること。

(担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係（中村，白川）

電話：03－6734－3298（直通）

03－5253－4111（内線 3055）

E-mail: s-sidou@mext.go.jp

児童生徒の自殺等に関する実態調査 実施要項

1 調査の目的

本調査は、児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係に関するできる限り正確なデータをより多く収集し、分析することを通じて、児童生徒の自殺について全体的な傾向を把握することにより、自殺予防対策を充実させることを目的とするもの。

2 調査対象

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（特区制度により株式会社等が設置する小学校、中学校、高等学校を含む）及び特別支援学校における児童生徒のうち、学校が把握することができた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの。

ただし、平成23年6月1日以降に死亡又は発見された児童生徒を対象とする。

3 調査票の記入

調査票の記入は、別紙2の記入要領を参照しつつ、学校の管理職が行うこと。ただし、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」（平成23年6月1日付け文科初第329号初等中等教育局長通知）に基づく背景調査のうち、詳しい調査を教育委員会又は教育委員会が設置する調査委員会が実施した場合は、教育委員会において記入することとしても差し支えない。

4 調査票の配布及び提出

調査票の配布及び提出の方法の詳細については、別紙3を参照すること。

(提出先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

5 提出時期

自殺者等の発見の時点から、原則、おおむね1ヶ月後までに記入された調査票を、速やかに、貴職において提出を受け、当課あて郵送にて提出すること。ただし、3の初等中等教育局長通知に基づき、詳しい調査が行われる場合は、その結果が判明した後に記入された調査票を速やかに提出すること。

6 集計及び結果の公表

提出された調査票は、文部科学省において原則毎年度、記(3)のとおり個別の事案が特定されないように留意しつつ、集計、公表するものとする。

7 調査票の取扱いについての配慮事項

調査票の取扱いについての配慮事項は、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、提出を受けた調査票が一般に公開されることになると、秘匿性の高い個人情報を含む調査票の性質上、学校及び教育委員会等の実施への協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を来すおそれがあると考えられるため、行

政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

また、提出を受けた調査票について、行政文書の開示請求があった場合、文書が存在する旨を回答すると、その提出時期等から個別の事案に関する調査票の提出の事実が判明する可能性があり、その結果、学校及び教育委員会等が調査票の提出を躊躇し、全国的な状況を正確に把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第8条の規定を根拠として、文書の存否を応えずに開示を拒否することとする。

イ 学校及び教育委員会等は、記入された調査票について、アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を来すことのないよう、本調査の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応する必要がある。

**児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票
記入要領**

1. 死亡した児童生徒

学校種・学年・年齢について、発生又は最後に学校が当該児童生徒の存在を確認した時点で記載。

※学校種は、小学校には特別支援学校小学部、中学校には中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部、高等学校には中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

2. 死亡又は発見の時期

死亡又は発見の別について、該当するものを選択（チェック）し、死亡した時点（不明な場合は発見された時点）での年月・曜日・時刻を記載。

3. 死亡又は発見時の状況

（場所別の状況）

死亡した場所（不明な場合は発見された場所）について該当するものを選択（チェック）。選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

自宅：当該児童生徒の生活根拠地、同一敷地内の別棟、ガレージ、倉庫等を含む。

学校：当該児童生徒が通学している又は以前に通学していた学校とする。

高層ビル：高層ビルから路上に飛び降りて死亡した場合、自宅マンションから飛び降りて自殺した場合などを含む。

駅構内：駅舎、トイレ、ホームなど。ホーム下の線路は「鉄道線路」とする。

鉄道線路：ホームから線路に飛び込んだ場合を含む。踏切内も含む。

乗物：列車、電車、船舶、航空機等のほか、自動車も含む。自動車内の場合は、駐車場所ではなく「乗物」とする。

路上：公道・私道、路地など。山道などは含まず「山」とする。

公園：国立・国定公園などの海、山、川などは含まず。

海（湖）・河川：船や橋から飛び込んだ場合を含む。河川には河川敷を含む。森林や雑木林の場合、その場所が「海（湖）・河川」の一部を構成する場合を含む。

山：森林や雑木林の場合、その場所が山の一部を構成する場合を含む。

その他：いずれも該当するものがない場合には、その他を選択（チェック）し、（ ）内にその内容を記載。なお、内容の記載に当たっては、地名・史跡名勝名など個別事案が特定されることのないよう留意する。

(手段別の状況)

手段について、該当するもの（可能性があると思われるものを含む。）を選択（チェック）。選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

縊首：自絞死を含む。

服毒：睡眠薬多用による場合を含む。

ガス：硫化水素ガス、都市ガス、プロパンガス等による場合。自動車内に排気ガスを引き込んだ場合も含む。

飛び降り：高所からの飛び降りによる場合。

飛び込み：走行中の電車、自動車等への飛び込みの場合。

その他：いずれも該当するものがない場合には、その他を選択（チェック）し、（ ）内にその内容を記載。

(遺書又はそれに類するもの（メモ、メール、手紙等）の存在)

遺書又はメモ書き、メール、手紙等遺書に類するものなど、何らかのものが遺されている場合には、「あり」を選択（チェック）し、（ ）内に遺されていたものを記載。なお、内容の記載に当たっては、個人又は個別事案が特定されることのないよう留意する。

4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況（各背景ごとで複数回答可）

死亡した児童生徒の個人の状況や、置かれていた状況・環境について、死亡の理由に関係なく、該当するものを全て選択（チェック）。

その際、学校が把握している事実若しくは可能性のあると思われるもの、又は学校が事実として把握しているもの以外でも保護者や他の児童生徒からの情報として知り得たものがあつた場合について、該当するものを全て選択（チェック）する。

対象の期間については、死亡事案発生時又は発見時から、おおむね1年程度以前までの期間とする。

選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

(学校的背景)

指導困難学級：一般的に授業態度や生活態度が思わしくない児童生徒が多く、日頃の生活指導等を十分に行うことができず、通常の教育活動を行うことが困難な状態にある学級 など

学業不振：成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた、授業についていけず悩んでいたなど

原級留置：進級又は卒業が認められなかったもの。ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった場合は除く。

進路問題：卒業後の進路について悩んでいた、受験や就職試験に失敗した、面接等

- で志望校への受験が困難である旨を告げられた など
- 教職員からの指導：教職員から叱責をとまなうような指導を受けた，他の児童生徒のいる前で指導を受けた など
- 懲戒等の措置：停学や退学などの法的効果を伴うもの，又は児童生徒を叱責したり起立や居残りを命じたり，宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなど，事実行為としての懲戒。
- 転校等：当該児童生徒が転校した など
- 友人の転校等：親しい友人が転校した など
- 教職員との関係での悩み：学級担任や部活動顧問との関係がうまくいかずに悩んでいた など
- 友人関係での悩み（いじめを除く）：友人と喧嘩をし，その後，関係がうまくいかずに悩んでいた，クラスになじむことができずに悩んでいた など
- いじめの問題：いじめられ辛い思いをしていた，児童生徒からいじめの相談を受けていた，保護者からいじめの相談を受けていた，他の児童生徒からいじめがあったとの証言があった など
- 異性問題：異性問題について悩んでいた など
- 不登校又は不登校傾向：「不登校」を理由に長期欠席（連続又は断続して30日以上欠席）であった，長期欠席には至らなかったが学校を休みがちの状況であった など
- 暴力行為（加害・被害）：自校の児童生徒が，故意に有形力を加える行為（対教師暴力，生徒間暴力，対人暴力，器物損壊）があった場合は，選択（チェック）し，「加害」「被害」の別に○印を記載。
- 暴力行為以外の素行不良：暴力行為以外の飲酒，喫煙，深夜徘徊（はいかい）などの不良行為，服装の乱れや怠学などがあった場合は，選択（チェック）し，（ ）内に具体的な内容を記載。
- その他：学校生活に関連する内容で，いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択し，（ ）内に具体的な内容を記載。
- 不明：学校的背景をあまり把握していない場合 など

（家庭的背景）

- 保護者の離婚：父母等が離婚した場合。
- 保護者との不和：父母等との関係が険悪で修復しがたい状況，父母等から激しく叱責を受けていた，父母等との関係がうまくいかず悩んでいた など
- 兄弟姉妹との不和：兄弟姉妹との関係が険悪で修復しがたい状況，兄弟姉妹から激しく叱責を受けていた，兄弟姉妹との関係がうまくいかず悩んでいた など
- その他の家族との不和：祖父母との関係がうまくいかず悩んでいた など
- 保護者間の不和：父母同士の関係がうまくいっていない など
- 兄弟姉妹間の不和：兄弟姉妹間で関係がうまくいっていない など
- 保護者の死亡：母親の死亡，父親の死亡 など
- 家族（保護者以外）の死亡：兄弟の死亡，祖父母の死亡 など

経済的困難：家庭が経済的に困窮している，生活保護を受給している，父親が失業している，父親に多額の負債がある など

虐待の疑い：父親から日常的に虐待を受けていた，虐待が疑われるような傷や痣などが確認された など

保護者の素行不良：保護者の乱酒，乱行 など

その他：家庭に関連する内容で，いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択（チェック）し，（ ）内に具体的な内容を記載。

不明：家庭的背景をあまり把握していない場合 など

（個人的背景）

身体の病気：比較的短期間で治癒が見込まれる病気。風邪，麻疹，虫垂炎で入院など

慢性疾患：徐々に発病し，治癒にも長時間を要する疾患。心臓病，関節リウマチ，結核，糖尿病 など

身体のけが：病院等での治療・入院を伴うもの。すり傷なども含む。

精神科治療歴有：精神科医等の治療経験がある場合に選択（チェック）し，（ ）内に具体的な病名などを記載。

精神科受診が必要と感じられた：日頃の学校生活の中で注意を要する言動や行動があり，精神科医に受診することが必要ではないかと感じられた場合。

独特の性格傾向：周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向，俗にキレやすいタイプの衝動的な性格傾向，二者択一的な考えにとらわれるなど極端な完全癖 など

喪失体験：離別，死別，失恋など，自分にとってかけがえのない大切な人や物や価値を失う など

孤立感：引きこもりがち，周囲の人々とのつながりが希薄，周囲に人々から見てあまり目立たない性格 など

安全や健康を守れない傾向：事故や怪我を繰り返すなど，自分の安全や健康を守れないような事態がしばしば生じている など

厭世：すぐに悲観したり，世をはかなんだりする，物事を悪い方にばかり考える など

これまでも自殺未遂：過去に自殺未遂をしたことがある場合。

自殺をほのめかしていた：「死にたい」と友人や周囲にもらしていた，「遠くへ行きたい」などという遠回しな言い方も含む など

自傷行為：手首を刃物で切る，額を壁に打ちつける，薬を多量に服用することがあった など

親しい者の死亡：親しい友人が死亡した，近所で親しくしていた青年が死亡した など

災害等に遭う：交通事故に遭う，自宅が火事になる，台風で自宅が浸水する，盗難に遭う など

その他：本人に関連する内容で，いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選

択（チェック）し、（ ）内に具体的な内容を記載。
不明：個人的背景をあまり把握していない場合 など

5. 特記事項

「4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況」で選択（チェック）した項目について、判断の前提となった事柄を簡潔に記載。

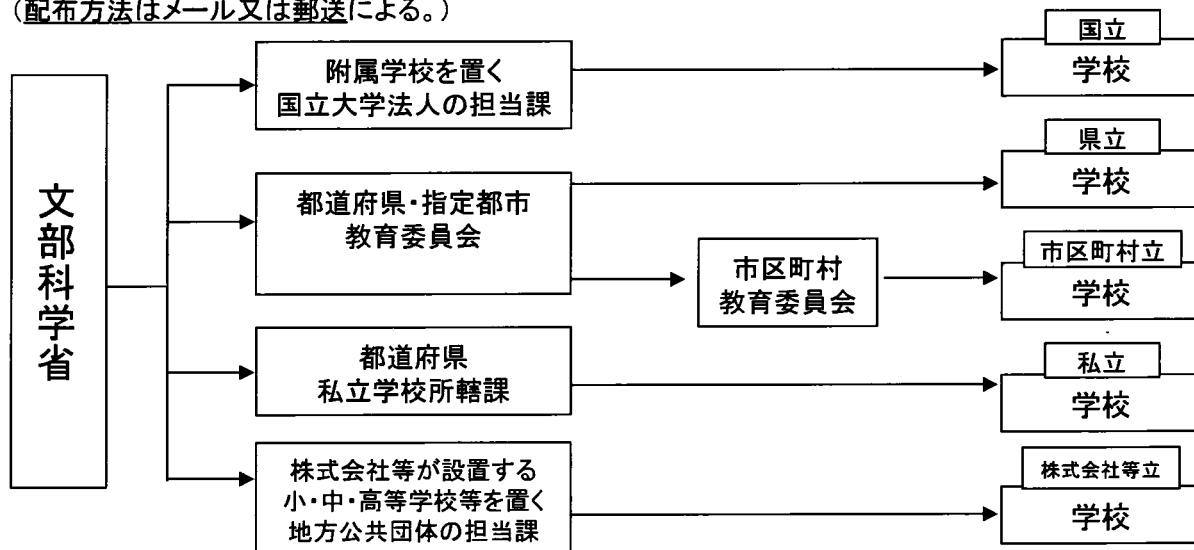
その他に、特記すべきことがあれば適宜記載。

なお、記載に当たっては、個人情報保護の観点から、都道府県・市区町村名、学校名、児童生徒の氏名など、個人及び個別事案が特定されることのないよう留意する。

児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票の配布・提出等の流れについて

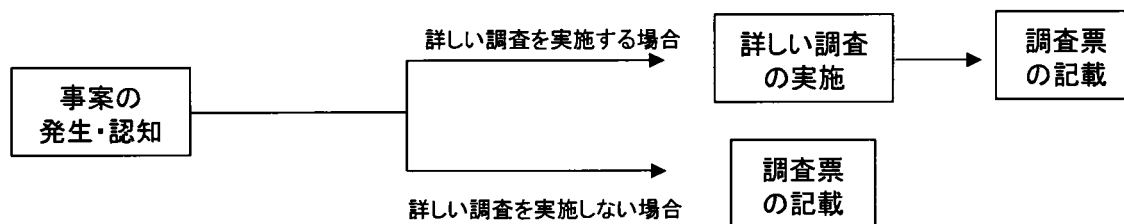
1. 調査票の配布

●文部科学省から送付された調査票は、貴職において、下記の系統のとおり、学校へ配布すること。
(配布方法はメール又は郵送による。)



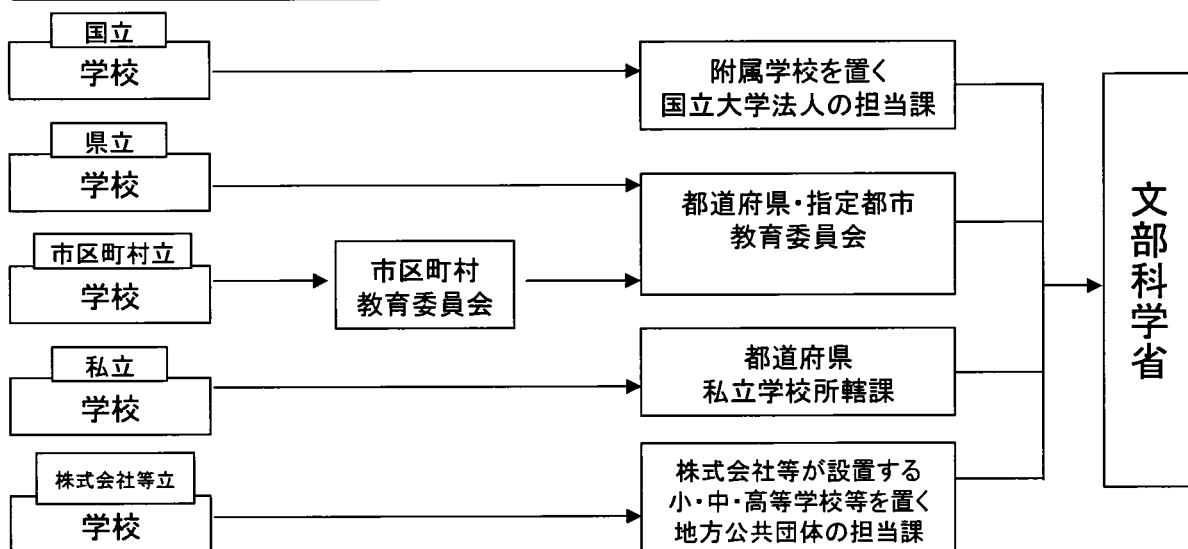
2. 調査票の記載

●自殺等事案が発生した際、詳しい調査を実施する場合は、その後に調査票を記載すること。



3. 調査票の提出

●学校により記入された調査票は、貴職において、下記の系統のとおり、文部科学省へ提出すること。
(提出方法は郵送のみによることとする。メール及びFAXによる提出は控えること。)



※実施要項3のただし書により教育委員会が調査票を記入する場合は必ずしも上記の系統によらない。

年 月 日

児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票

1. 死亡した児童生徒

学校種 小学校 中学校 高等学校
学年 () 学年 年齢 () 歳 性別 男 女

2. 死亡又は発見の時期

死亡又は発見の別 死亡 発見
死亡又は発見年月等 () 年 () 月 () 曜日
死亡又は発見時刻 午前 午後 () 時頃

3. 死亡又は発見時の状況

(場所別の状況)

自宅 学校 高層ビル 駅構内 鉄道線路
 乗物 路上 公園 海(湖)・河川 山
 その他 () 不明

(手段別の状況)

縊首 服毒 ガス 飛び降り 飛び込み
 その他 () 不明

(遺書又はそれに類するもの(メモ, メール, 手紙等)の存在)

あり () なし 不明

4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況(各背景ごとで複数回答可)

(学校的背景)

指導困難学級 学業不振 原級留置 進路問題
 教職員からの指導 懲戒等の措置 転校等
 友人の転校等 教職員との関係での悩み
 友人関係での悩み(いじめを除く) いじめの問題 異性問題
 不登校又は不登校傾向
 暴力行為(加害・被害)※()内で該当するものに○印を記載願います。
 暴力行為以外の素行不良()
 その他() 不明

(家庭的背景)

保護者の離婚 保護者との不和 兄弟姉妹との不和
 その他の家族との不和 保護者間の不和 兄弟姉妹間の不和
 保護者の死亡 家族(保護者以外)の死亡 経済的困難
 虐待の疑い 保護者の素行不良
 その他() 不明

(個人的背景)

身体の病気 慢性疾患 身体のけが
 精神科治療歴有(病名:)
 精神科受診が必要と感じられた
 独特の性格傾向 喪失体験 孤立感
 安全や健康を守れない傾向 厭世 これまでにも自殺未遂
 自殺をほのめかしていた 自傷行為 親しい者の死亡
 災害等に遭う その他() 不明

5. 特記事項

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for special notes or disclosures. The box is currently blank.